

2024年4月
～
2024年9月
申請用

児童扶養手当のしおり

児童扶養手当は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育てられているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助けるために支給される手当です

受給資格者について

日本国内に住所があって、次のいずれかに該当する児童を監護している母、監護しかつ生計を同じくする父、または、父母に代わってその児童を養育(同居して監護し、かつ生計を維持すること)している人

◎児童とは・・・18歳になった年の年度末まで(心身に一定の障がいがある場合は20歳未満)のお子さん

- | | |
|-------------------------|--------------------------|
| (1) 父母が離婚(事実婚を解消)した児童 | (6) 父又は母が裁判所から保護命令を受けた児童 |
| (2) 父又は母が死亡した児童 | (7) 父又は母が1年以上拘禁されている児童 |
| (3) 父又は母が重度の障がいの状態にある児童 | (8) 母が未婚で出産した児童 |
| (4) 父又は母の生死が不明である児童 | (9) 父・母ともに不明である児童(孤児等) |
| (5) 父又は母から1年以上遺棄されている児童 | |

★次のような場合は手当は支給されません

児童が

- ・日本国内に住所がないとき
- ・児童福祉施設などに入所したり、里親に委託されたとき
- ・婚姻(事実婚を含む)したとき
- ・父(母)と生計を同じくしているとき※1
- ・母(父)の配偶者に養育されているとき

ただし、父又は母が重度の障害の状態にあるときを除く

※1「生計が同じ」とは、住民票や健康保険が父(母)と同じであるときなど

受給資格に該当しているか審査するにあたり、住民票上の住所に住んでいることが必要です。実際に住んでいるところに住民登録してから申請してください。

※DV等で住民票を異動できない事情がある場合や、原発事故による自主避難をされている方は窓口にご相談ください。

手当を申請する方、手当を受給している方が

- ・婚姻の届出をしていないが、事実上の婚姻関係(内縁関係など)があるとき

同じ住所に異性の住民登録等がある場合、または、住民登録等がなくても同じ住居に異性が住んでいる場合等で、父子または母子のみでの生活の実態が明らかにできない場合は、婚姻関係とみなします。

申請・お問い合わせ先

福島市役所
こども未来部 こども政策課 子育て給付係

〒960-8002
福島市森合町10番1号 福島市保健福祉センター2階
電話 024-572-7103(直通)

または 最寄りの支所にお問い合わせください。



支給金額と所得制限について

児童扶養手当の支給金額は、**手当を申請する方本人**および**扶養義務者**、配偶者(重度障がいの場合)の前年(1~9月に申請する場合は前々年)の所得額と、対象となる児童の数によって決まります。

扶養義務者とは誰のことですか？

扶養義務者とは、手当を申請する方の『直系血族(父母・祖父母・子など)』および『兄弟姉妹』のうち、同居している方または生計同一の方です。**住民票上別世帯となっても、同じ家に住んでいれば扶養義務者です。**

【児童数と手当額(月額)】

(令和6年4月~)

児童数	全部支給	一部支給	全部支給停止
児童 1人	月額 45,500円	月額 45,490円 ~ 10,740円	手当は支給されません 〔ただし、受給資格はなくなりません〕
児童 2人	月額 56,250円	月額 56,230円 ~ 16,120円	
児童3人以上の加算額	3人目以降1人につき 6,450円	3人目以降1人につき 月額 6,440円 ~ 3,230円	

【所得額の算出方法】

$$\text{児童扶養手当上の所得額} = \text{税法上の所得額} + \text{養育費の8割相当額} - \text{社会保険料控除(一律8万円)} - \text{児童扶養手当上の各種控除}$$

給与と所得または公的年金所得がある場合は、その合計所得額から10万円を控除します。

- 手当を申請する方が父又は母の場合は、「ひとり親控除」「寡婦控除」は控除されません。
- 養育者・扶養義務者の場合は、「ひとり親控除」「寡婦控除」は控除されます。

【所得控除の種類と額】

種類	金額	種類	金額
障害者控除	27万円	雑損控除	税法上の控除額
特別障害者控除	40万円	医療費控除	
ひとり親控除	35万円	配偶者特別控除	
寡婦控除	27万円	小規模企業共済等掛金控除	
勤労学生控除	27万円	肉用牛の売却による事業所得控除	
公共用地取得による土地代金等の特別控除			

- ① 公共事業などのために土地建物を買った場合 限度額5,000万円
- ② 居住用財産を買った場合 限度額3,000万円
- ③ 特定土地区画整理事業などのために土地を買った場合 限度額2,000万円
- ④ 特定住宅地造成事業などのために土地を買った場合 限度額1,500万円
- ⑤ 平成21年および平成22年に取得した国内にある土地を譲渡した場合 限度額1,000万円
- ⑥ 農地保有の合理化などのために土地を買った場合 限度額 800万円
- ⑦ 上記①~⑥のうち2つ以上の適用を受ける場合の最高限度額5,000万円

【所得制限限度額】

税法上の扶養親族等の数

本人の所得が(A)を超えない場合は全部支給、(A)~(B)の場合は一部支給、(B)を超える場合は全部支給停止となります。

扶養義務者の所得が(C)を超える場合は全部支給停止となります。

扶養親族等の数	本人[手当を申請する方]			扶養義務者 配偶者(重度障がい) 所得限度額(C)
	全部支給の所得限度額(A)	一部支給の所得限度額(B)	孤児等の養育者の所得限度額	
0人	49万円	192万円	236万円	236万円
1人	87万円	230万円	274万円	274万円
2人	125万円	268万円	312万円	312万円
3人	163万円	306万円	350万円	350万円
4人目以上	1人につき38万円を加算			

扶養親族の中に下記の方がいる場合は、左の表の限度額に、次の額を加算した額が限度額となります。

【本人の場合】

- ① 老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき10万円
- ② 16歳以上23歳未満の扶養親族1人につき15万円

【扶養義務者、配偶者、孤児等の養育者の場合】

- ① 扶養親族が2人以上の場合、老人扶養親族1人につき6万円
- ② 扶養親族が老人扶養親族のみの場合は、1人を除いた1人につき6万円

※所得は合算せず、一人ひとりの所得を限度額と比較します。

★公的年金等との併給について

公的年金等の受給額が、児童扶養手当の受給額より低い場合は、その差額分の児童扶養手当を受給できます。

※公的年金等を受給できる方が、公的年金等の請求をせずに児童扶養手当の申請のみをすることはできません。

※公的年金等の受給額が、児童扶養手当の受給額より高い場合、児童扶養手当の受給資格は認定されますが、全部支給停止となります。この場合も、現況届等の手続きが必要ですのであらかじめご了承ください。

手当の支給について

手当は、申請(認定請求)した月の翌月分から支給されます。

年6回、1・3・5・7・9・11月の11日に支給します。(11日が土日祝日の場合は、直前の平日)

支給月の前月分までの手当を支給します。〔例〕5月～6月分を7月に支給〕

一定期間経過後の手当額の減額について

母又は父である受給資格者に対する手当は、次のいずれか早い方を経過したときに、2分の1に減額されます。(養育者は除く)

1. 支給開始の月から5年を経過したとき(認定請求をした日において3歳未満の児童を監護している場合は、その児童が3歳に達した月から起算して5年を経過したとき)

2. 離婚等の手当の支給要件に該当した月から7年を経過したとき

ただし、下記の条件に該当する場合は、これまでと同じように手当を受けることができます。(減額されません)

【2分の1減額が適用除外される条件】

(1) 就業している又は求職活動等の自立を図るための活動をしている

(2) 受給資格者が障がいの状態にある

(3) 疾病、負傷または要介護状態等により就業することが困難である

(4) 監護する児童又は親族の介護を行う必要があり就業が困難である

★該当する受給資格者には、「児童扶養手当一部支給停止適用除外届出書」を送付しますので、上記の条件に該当することを証明する書類を添付の上提出してください。この届出をしないと、手当が減額されますので、ご注意ください。

現況届について

毎年8月に、受給資格者の前年の所得状況や世帯員の状況等を届け出るもので、受給資格の継続に必要な手続きです。所得超過、公的年金受給等で、全部支給停止(手当が支給されていない)の場合も必要です。届出がない場合、その年の11月分以降の手当が支給されません。

★2年以上届出がないと、時効により、受給する権利が消滅しますので、ご注意ください。

その他の届出について

児童扶養手当の受給資格がある間(全部支給停止中の方も含む)は、下記の届出が必要となります。

1. 受給資格がなくなったとき

2. 氏名や住所、振込先口座が変わったとき

3. 対象児童、同居者に異動があったとき

4. 公的年金等を受給することができるとき または 受給できなくなったとき ほか

返還金について

公的年金を受給することができるにもかかわらず、届出をしないで手当を受給した場合も、過払いとなった手当は遡って全額返還していただくようになります。

児童扶養手当の受給資格がなくなったにもかかわらず、届出をしないで手当を受給した場合、過払いとなった手当は遡って全額返還していただくようになります。

【資格喪失となる場合】

1. 受給資格者が婚姻(事実婚・内縁・同棲等を含む)したとき

2. 児童が父または母と生計を同じくするようになったとき

3. 児童が児童福祉施設に入所した、転出した等により、受給資格者が監護又は養育しなくなったとき

4. 受給資格者が死亡したとき

5. その他支給要件に該当しなくなったとき

★偽りその他不正な手段により手当を受けた者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処されます。(児童扶養手当法第35条)

手当を受けるための手続きについて

1. 申請窓口 こども政策課(保健福祉センター2階)または 各支所 (西口行政サービスコーナーを除く)
※福島市役所本庁舎内には窓口がありませんのでご注意ください。
2. 申請方法 申請者本人が、窓口にご相談ください。
※代理での申請はできません。
3. その他 ◇申請に必要な書類は、申請者の状況によって異なりますので、あらかじめ申請窓口を確認の上そろえてください。
◇申請の際、書類の記入や審査に相当の時間を要しますので、時間に十分余裕を持ってご来庁ください。

申請に必要な書類

福島市が本籍地の方は、福島市役所市民課、西口行政サービスコーナー、各支所・出張所で交付しています。(無料)
福島市外が本籍地の方は、本籍地の市町村役場もしくは福島市役所市民課、西口行政サービスコーナー、各支所・出張所で取得できます。詳細は各窓口にお問い合わせください。

◎申請当日に必要なもの

□ 戸籍全部事項証明書(謄本) 1通

※発行から1ヶ月以内のもの

※申請者と児童が別々の戸籍の場合は各1通

※離婚日の記載のあるもの。現在の戸籍に離婚日の記載がない場合は、離婚日の記載のある申請者の戸籍(除籍)全部事項証明書(謄本)も併せて必要です。

復籍・転籍等している場合は、離婚日の記載のあるものまでつながるように取得してください。

□ 「マイナンバーカード」または「個人番号通知書と身分証明書(運転免許証等)」※申請者、児童、扶養義務者のもの

【該当する方のみ必要な書類】

- 事実婚解消に関する調書・申立書(民生児童委員の証明のあるもの)
- 未婚の母に関する調書・申立書(民生児童委員の証明のあるもの)
- 養育申立書(民生児童委員の証明のあるもの)
- 別居監護申立書(学校長・民生児童委員の証明のあるもの)
- 所得申告の控え(市区町村受付印のあるもの)
- 保護命令決定書謄本及び確定証明書
- 住所要件に関する申立書(民生児童委員の証明のあるもの)
- 在所証明書(服役期間・刑の終期の記載があるもの)
- 障害認定診断書・公的年金等証書

ご確認ください!

申請当日、申請者および扶養義務者の所得状況の審査を行います。未申告等で所得状況が不明の場合、当日の申請ができません。

最近(1~2ヶ月程度)申告等をされた場合、所得審査ができない場合がありますので、「申告の控え」をお持ちください。

2023(もしくは2024). 1. 2以降福島市に転入された方等、他市町村で課税されている場合は、事前に窓口担当者にお申出ください。

◎後日提出が可能なもの

- 申請者名義の預金通帳(児童扶養手当の支給を希望する口座のもの)
- 申請者の年金手帳・基礎年金番号通知書(基礎年金番号のわかるもの)
- 申請者及び児童の健康保険証〔前夫(妻)、児童の父(母)の扶養でないもの〕
- アパートの契約書(公営住宅の場合は入居許可証)〔前夫(妻)、児童の父(母)の名義でないもの〕
- 公共料金の検針票(電気・ガス)
〔住所・名義・使用期間・使用量の確認ができるもので、使用期間が1ヶ月程度あるもの〕
- 特別児童扶養手当証書
- 身体障害者手帳／療育手帳
- 公的年金等証書

※健康保険証は「申請者・児童が前夫(妻)、児童の父(母)と生計同一でないこと」を確認するためのものです。
※アパートの契約書、公共料金の検針票は、「申請者・児童が住民票上の住所に実際に住んでいること」、「申請者が自ら児童の生計を維持していること」を確認するためのものです。

住民票上の住所に住んでいない場合や、前夫(妻)、児童の父(母)、事実婚相手等に生計を維持されている場合は、児童扶養手当を受給できません。

その他の制度について

児童扶養手当以外の『ひとり親家庭に関する制度・相談』は下記にお問い合わせください。

- ◆ひとり親家庭医療費助成制度 [共生社会推進課医療助成係 Tel525-3747 または 各支所・出張所]
- ◆母子・父子・寡婦福祉資金の貸付 } [こども家庭課こども家庭係 Tel572-7106]
- ◆ひとり親家庭に関してのご相談 }